

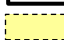


※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

※ : 「委員会」が必ず行うべき取組、 : 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）

: いじめの事実ごとに、実態に応じて行うべき取組

令和8年度 江東区立川南小学校 いじめ防止に関する年間計画

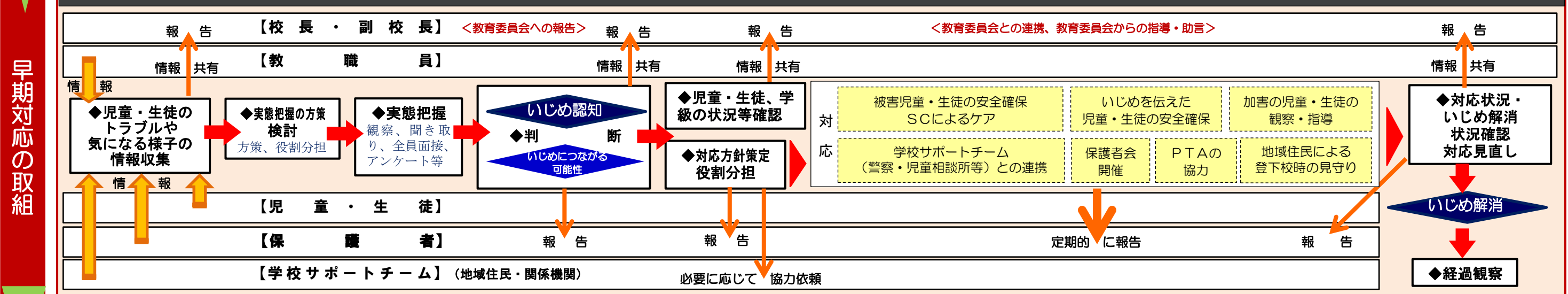
「Action24」こどもが安心して生活できる学級・学校づくり ○魅力ある授業の実施 ○学級経営・生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆児童・生徒のトラブル等に関する情報収集・共有（生活指導夕会・金曜日） ◆定例会議を実施 ◆教育相談体制の整備（面談等） ◆取組の進捗状況確認 ◆いじめ総合対策【第3次】【子供版】の活用 若手の教職員等への指導・助言											
<p>◆SCによる全員面接（5年生） 計画・実施・結果確認・情報共有</p> <p>◆ホームページで取り組み周知① 「川南小いじめ防止基本方針」、「いじめ防止に関する年間計画」の周知</p> <p>相談機関一覧配布①</p> <p>校内研修① 計画、実施</p> <p>児童会で計画策定 ・人権ウィークの計画・策定 ・人権標語の計画・宣伝案</p>	<p>校長講話① 全校朝会</p> <p>いじめに関する授業① 道徳「友情・信頼」</p> <p>「いじめ対策委員会（定例会）」及び「川南小いじめ防止基本方針」の活用、取り組みについて全教職員による確認</p>	<p>校内研修② 計画、実施</p> <p>◆「いじめ発見チェックシート」① 実態把握アンケート① 教員チェックシート① 実施、集約、確認、共有</p> <p>ふれあい月間 状況把握・取組改善</p>	<p>個人面談① 情報収集・連携推進</p> <p>不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導</p> <p>相談機関一覧配布②</p> <p>学校サポートチーム定例会議① 計画、実施、連携推進</p>	<p>SCによる全員面接 (7月までに終了できない場合)</p> <p>校長講話② 全校朝会</p> <p>◆ホームページや学校便り等で取り組み等の周知② 取組の進捗状況、児童の様子等の周知</p>	<p>SOSの出し方に関する教育計画、実施</p> <p>セーフティ教室 (4・5・6年) インターネットの安心・安全な使い方</p> <p>校内研修③ 計画、実施</p> <p>学校サポートチーム定例会議② 計画、実施、連携推進</p> <p>ユニバーサルデザイン出前授業 (4年生)</p>	<p>◆「いじめ発見チェックシート」② 実態把握アンケート② 教員チェックシート② 実施、集約、確認、共有</p> <p>いじめに関する授業② 道徳「生命尊重」</p> <p>ふれあい月間 状況把握・取組改善</p> <p>「SOSの出し方に関する教育」 (5年生・6年生)</p>	<p>不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導</p> <p>相談機関一覧配布③</p> <p>生活指導主任講話 後期前半 終わりの会</p> <p>「川南人権月間」 児童会による人権標語の作成依頼 全学年人権標語の作成・掲示</p>	<p>校内研修④ 計画、実施</p> <p>学校サポートチーム定例会議③ 計画、実施、連携推進</p> <p>長期休業明け学級指導 人権尊重・生命尊重</p> <p>校長講話③ 全校朝会</p> <p>兄弟学級による挨拶運動②</p>	<p>◆「いじめ発見チェックシート」③ 実態把握アンケート③ 教員チェックシート③ 実施、集約、確認、共有</p> <p>いじめに関する授業③ 道徳「思いやり・親切」</p> <p>ふれあい月間 状況把握・取組改善</p>	<p>◆学校いじめ防止基本方針改訂 ◆次年度年間取組計画策定</p> <p>不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導</p> <p>相談機関一覧配布④</p> <p>保護者会で取組報告③ 実態報告、意見聴取</p> <p>「川南人権月間」 児童会による人権標語や各活動の振り返り</p>	

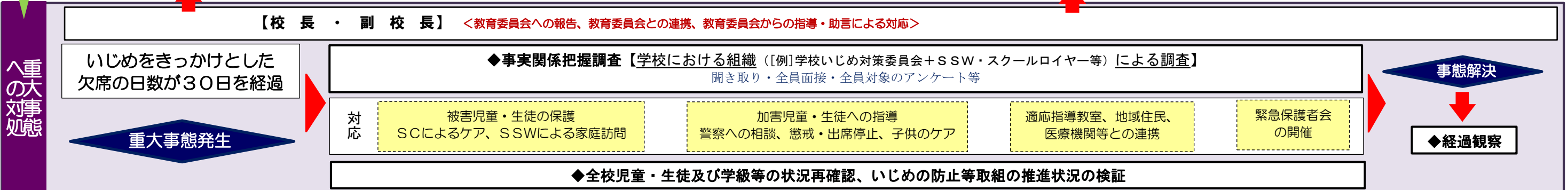
未然防止・早期発見の取組

こども主体の取組

4月から3月まで年間を通じて、事例ごとに迅速に対応



早期対応の取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。